

# 学校教育法改正にもとづく内部規則の「総点検・見直し」に対する組合の取り組みについて

2014年10月20日

日本私大教連中央執行委員会

## 目次

はじめに .....	2
I 法改正の概要・ねらいと対応の基本的考え方.....	2
II 「施行通知」のポイントと活用できる点.....	3
1. 学長の「最終的な決定権」を担保すること .....	3
2. 学長が教授会の意見を聴かなければならない教育研究に関する重要事項については、 「教授会の意見を聴いて定めること」 .....	4
3. 内部規則改定の作業は「全学的」に実施すること .....	4
4. 内部規則の総点検・見直しは「全体の体系」で判断すること .....	4
5. 学長・学部長等の選考は法改正の対象ではないこと .....	4
III 予想される攻撃と対応のポイント.....	5
1. 学内規程から教授会の「議決」「決定」等の文言を削除する必要はない .....	5
2. 教授会の審議事項を縮減する必要はない.....	5
(1) 改正法が規定する教授会の審議事項について.....	5
(2) 教育課程の編成や教員の教育研究業績の審査は「教育研究に関する重要な事項」 ....	6
(3) 学生の身分等に関する事項を教授会の審議事項から除外する必要はない .....	7
(4) 学則等の改正手続から「教授会の審議」を外す必要もない.....	7
3. 学長選挙、学部長選挙を廃止する必要はまったくない.....	8
4. 教授会の設置形態（設置単位）の見直しを求めている.....	8
IV 内部規則見直しに対する取り組みの留意点 .....	9
1. 施行通知の内容と要点を教職員に広く知らせ、法律を逸脱した規則改悪を許さない ....	9
2. 教授会での十分な審議を保障させ、拙速・一方的な変更を行わせない .....	9
3. 各大学の実情に応じた方針を確立し、教授会との連携を密にしつつ、学長とも協調し た取り組みをすすめる.....	9
4. 各大学の動向を私大教連に集約し、すべての組合が情報を共有して取り組みをすすめ る .....	10
おわりに—大学民主化運動の新たな段階を迎えて—.....	10
<参考資料> .....	11

## はじめに

6月20日、大学教職員と教育・研究関係者の反対の声が急速に広がるなか、参議院本会議で学校教育法と国立大学法人法の改正法案が可決・成立しました。

法案成立後、文部科学省は「大学のガバナンス改革の推進方策に関する検討会議」（有識者会議）を設置し「改正法の趣旨・内容の周知方策」について審議し、8月29日に学校教育法施行規則の改正を行うとともに、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則の一部を改正する省令について（通知）」（以下「施行通知」）と「大学における内部規則・運用見直しチェックリスト」（以下「チェックリスト」）を発出、9月2日には私立・国立・公立の全大学を対象とした説明会を開催しました。文科省はそれらを通じ、改正学校教育法と学校教育法施行規則が施行される2015年4月1日までに「チェックリスト」を参考にした内部規則（学則、各種規程）の「総点検・見直し」を行うことを各大学に要請し、文科省による個別相談を随時行うほか、12月中旬には「総点検・見直し」の進捗状況について調査を行うことを明言しています。

この機に乗じて、文科省の行き過ぎた指導や理事長・学長等の恣意的判断により、法改正の内容をも逸脱した内部規則改悪が行われることが懸念されます。内部規則見直しの動きにきちんと対応することが私たちの喫緊の課題となっています。各組合においては、本文書および別紙「施行通知とチェックリストの問題点と活用すべき点」を用いて「施行通知」や「チェックリスト」の内容を熟知し、法改正によるマイナスの影響を最小限に食い止めるとともに、法改正を逸脱した規則改悪を行わず、教授会が果たすべき役割と教授会の実質的な権限を守り、高めていくための取り組みに力を集中することを呼びかけます。

## I 法改正の概要・ねらいと対応の基本的考え方

今回の法改正のねらいは、「学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築」することを目的として、「教授会の役割の明確化」の名の下に大学運営の諸事項について事実上の決定権を有してきた、あるいは大学の意思決定に大きな影響力を有してきた教授会のあり方を否定し、学長の決定権限を強化することにあります。そのために、学校教育法第93条「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない」を大幅に改定して、教授会の審議事項を「教育研究に関する事項」と明示するとともに、教授会を「学長が決定を行うに当たり意見を述べる」機関であることを法定化し、大学の管理・運営に関するあらゆる事項について学長に決定権限があることを明確にしようとしています。

しかし今回の法改正では、財界等が強く要求してきた、教授会の完全な諮問機関化や学長選挙・学部長選挙の禁止にまでは踏み込むことはできませんでした。それは、大学が「学術の中心として深く真理を探究し、専門の学芸を教授研究する」ことを本質的役割とし、それを直接的に担う教員集団（教授会）の専門的知見・判断によってしか運営できないという大学の組織特性を否定することができなかつたからです。このことは、内部規則の見直しに対する取り組みを進めるうえで、非常に大切なポイントです。

法律上はたしかに、学長が教授会の判断に拘束される義務は規定されていません。しかし実際

の大学運営においては、教授会の判断や教職員の意向を無視し、理事長や学長が独断専行で恣意的な「改革」を強行した結果、教育研究の現場にたいへんな疲弊や混乱をもたらした事例は少なくありません。内部規定の見直しに当たっては、大学の本来的な役割、特性の観点から、教授会（より広くは教職員、学生）の合意にもとづく民主的な大学運営をいかに実現させていくかを重視した取り組みが重要です。

## II 「施行通知」のポイントと活用できる点

「施行通知」は大きく分けて、①改正の趣旨・概要、②留意事項（4頁～）、③改正の基本的な考え方（8頁～）から構成されています。この中には改正法の内容を逸脱した要請も含まれており注意が必要です。以下、主なポイントと活用できる点を整理します。

### 1. 学長の「最終的な決定権」を担保すること

「通知」は学長の決定権を強調し、「学長は、教授会の意見に拘束されるものではないこと」（4頁（2）②）、「各大学において、大学の校務に最終的な責任を負う学長の決定が、教授会の判断によって拘束されるような仕組みとなっている場合には（中略）見直すべきであること」（9頁（2）③）、「学長の校務に関する最終決定権が内部規則全体の体系の中で担保されるようにすること」（10頁（3）③）などと述べています。

ここで重要なことは、学長が大学運営に関する最終的な意思決定の「権限と責任」を有していることを内部規則において規定することのみが要請されており、どのような意思決定過程を持つかは各大学の判断に委ねられているということです。その点で「通知」の以下の記述は重要です。

- 円滑な大学運営を図るという観点から、学長と教授会が適切な役割を果たし、意思疎通を図っていくこと。（6頁「留意事項」⑬）
- 学長は自らの権限と責任の重大性を十分に認識し、適切な手続きにもとづいて意思決定を行うこと。（9頁「考え方」（2）①）
- 意思決定における各機関の責任を再確認し、学長の決定に至るまでの適切な意思決定過程を確立すること。（10頁「考え方」（3）③）

なお、文科省は、学長が最終的な決定権を有しているとする根拠として、学校教育法92条3項「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」の「校務をつかさどる」という文言を挙げています（9頁「考え方」（2）①）。法案国会審議においても明治大学の学則を例示した質疑で、政府は明確に答弁しています。【参考資料①②③】

少なくない大学でこの条文を学則に援用していると思われませんが、他の規則に教授会が最終的な決定を行う旨の規定がなければ、学長の最終決定権の担保は「校務をつかさどる」と規定していることで足りることとなります。

## 2. 学長が教授会の意見を聴かなければならない教育研究に関する重要事項については、「教授会の意見を聴いて定めること」

学校教育法 92 条 2 項 3 号は、教授会が、学長が決定を行うに当たり意見を述べる事項として、「前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」としています。この定め方について「施行通知」は、以下のとおり、教授会の意見を聴いて定めることを求めています。教授会から意見聴取もせず、理事会や学長が勝手に定めることは許されません。

学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号の「教育研究に関する重要な事項」には、教育課程の編成、教員の教育研究業績の審査等が含まれており、その他学長が教授会の意見を聴くことが必要である事項を定める際には、教授会の意見を聴いて定めること。その際、教授会の意見を参酌するよう努めること。なお、参酌とは、様々な事情、条件等を考慮に入れて参照し、判断することであること。(5 頁、「留意事項」(2) ⑤)

## 3. 内部規則改定の作業は「全学的」に実施すること

内部規則の総点検・見直しの作業は、法改正の趣旨を学内等の教職員に広く周知・徹底した上で、全学的に実施すること。(10 頁、「留意事項」(3) ②)

⇒理事会や学長が専断的に改正を行うことは許されません。

## 4. 内部規則の総点検・見直しは「全体の体系」で判断すること

内部規則の総点検・見直しに当たっては、規定上の個別の文言のみで判断すべきではなく、内部規則相互の整合性や上下関係・優先関係を確認し、全体を分かりやすく体系化した上で、学長の校務に関する最終決定権が内部規則全体の体系の中で担保されるようにすること。(10 頁、「留意事項」(3) ③)

⇒規則の一部だけ(たとえば教授会規程だけ)を取り上げて規則改悪を行おうとする場合には、反論のポイントになり得ます。

## 5. 学長・学部長等の選考は法改正の対象ではないこと

私立大学における学長・学部長等の選考方法については、今回の法改正の対象ではなく、急いで見直しをする必要はありません。「施行通知」では、「私立大学における学長、学部長その他の人事については、今回の法改正の対象ではなく、理事会が最終決定を行うという法的な取扱いに変更はないこと」(11 頁、「留意事項」(7) ①) と明示されています。しかしながら、続く②で見直しを促す記述がなされています。これは法改正を逸脱した不当なものです。【7 頁に補足】

### Ⅲ 予想される攻撃と対応のポイント

#### 1. 学内規程から教授会の「議決」「決定」等の文言を削除する必要はない

大学によっては、教授会が審議事項について「議決」すること自体を禁止するような規則変更を行おうとすることが予想されます。しかし、今回の法改正が教授会の「議決」や「審議・決定」そのものを否定するものでないことは、施行通知が次のように述べていることから明らかです。

学校教育法第93条第2項及び同条第3項後段に基づき、教授会が学長等に意見を述べる際に、教授会として何らかの決定を行うことが想定されるが、教授会の決定が直ちに大学としての最終的な意思決定とされる内部規則が定められている場合には法律の趣旨からして適切ではなく、学長が最終決定を行うことが明らかとなるような見直しが必要であること。  
(5頁「留意事項」(2)⑨)

教授会が審議結果をまとめるにあたり議決・決定を行うのは当然のことであり、国会審議でも政府は「教授会として審議の結論を得るために議決を行うということについては、法の趣旨に反しているとは言えない」(6月6日衆議院文部科学委員会)と答弁しています。

#### 2. 教授会の審議事項を縮減する必要はない

##### (1) 改正法が規定する教授会の審議事項について

今回の改正に乗じて、教授会の審議事項を縮減しようとする動きが現れることは容易に予想されます。とくに学校教育法92条第2項1号2号に掲げられている「学生の入学、卒業及び課程の修了」と「学位の授与」以外の「教育研究に関する重要な事項」(第2項3号)について、できる限り除外しようとする攻撃が予想されます。

- ① 上述したとおり「施行通知」は、学長が教授会の意見を聴くことが必要である「教育研究に関する重要な事項」については、あらかじめ教授会の意見を聴き、その意見を参酌して、各大学の実情等を踏まえて定めることをもとめています。理事会や学長が一方向的に審議事項を限定しようとする動きには機敏に反対するとともに、今回の規則改定を新たな大学民主化の取り組みの端緒と位置づけ、大学運営の意思決定をどのように行うのか、その中で教授会がどのような役割を果たすべきかなどについて十分に議論・検討することが重要です。
- ② 法改正で教授会の審議事項が「教育研究に関する事項」と明示されたことにより、「経営に関する事項」を教授会の審議事項から除外しようとする動きが現れることも予想されます。しかし法改正は、教授会が「経営に関する事項」を審議することを妨げていません。国会審議でも、「教育研究に関する事項と経営に関する事項を明確に峻別することはできない」と繰り返し答弁されており、このことを「施行通知」では以下のように記述しています。

○学校教育法第93条第2項第3号の「教育研究に関する重要な事項」には、キャンパスの移転や組織再編等の事項も含まれ得ると考えられるが、具体的にどのような事項につい

て教授会の意見を聴くとするかは、学長が、各大学の実情等を踏まえて判断すべきこと。なお、これらの事項の中には、経営に深く係わる事項が含まれる場合も考えられるが、経営に関する事項は、(略) 学校法人の理事会 (略) において決定されるべきものであり、学校教育法に基づいて設置される教授会は、あくまで教育研究に関する専門的な観点から意見を述べるものであること。(5頁「留意事項」(2)⑥)

- ③ 今回の改正法は、第92条第2項で学長が決定を行うに当たり教授会が意見を述べなければならない事項(学長が教授会の意見を聴かなければならない事項)を規定し、それ以外の事項を第93条第3項に区分しています。これについて「施行通知」は以下の留意事項をわざわざ付しています。今回の法改正は、教授会が審議し意見を述べる事項については何ら制限を加えるものではないことを明確に押さえておきましょう。

- 学校教育法第93条第2項各号に掲げる事項以外の事項についても、教授会は、同条第3項に規定する「教育研究に関する事項」として審議することが可能であること。(5頁「留意事項」(2)⑦)
- 学校教育法第93条第2項及び同条第3項後段に基づき、教授会が学長等に意見を述べる前には、教授会として責任を持って、専門的な観点から遅滞なく審議することが求められること。(5頁「留意事項」(2)⑧)

## (2) 教育課程の編成や教員の教育研究業績の審査は「教育研究に関する重要な事項」

教授会の審議事項の制限に関して重視すべき事項としてカリキュラム編成と教員人事の問題があります。とりわけ教員人事は攻撃の対象となる懸念が高く、注意が必要です。

- ① 「施行通知」は、カリキュラム編成や人事について、学長が最終的な決定を行う前に教授会の意見を聴くことが必要な「教育研究に関する重要な事項」であることを、以下のとおり明確に述べています。

学校教育法第93条第2項第3号の「教育研究に関する重要な事項」には、教育課程の編成、教員の教育研究業績の審査等が含まれており、その他学長が教授会の意見を聴くことが必要である事項を定める際には、教授会の意見を聴いて定めること。その際、教授会の意見を参酌するよう努めること。(5頁「留意事項」(2)⑤)

- ② 教員人事について政府・文科省は、「①教員の教育研究業績の審査(選考)と、②教員ポストの配置(配置)、に分けて考えることが必要であり、前者(①)については教授会などの教員組織で審議されるべきだが、後者(②)学長又は設置者が全学的な視点から決定すべきである」と主張し、「チェックリスト」にも明示しています。

前者(①)については、教員採用において専門家集団たる教員組織の審査を経なければ採用を判断できないという趣旨であり、当然のことです。一方、後者(②)の「教員ポストの配置」

とは、各学部・学科・研究科にどのような職種の教員を何人配置するかということの意味し、これについては学長または設置者に決定権限があると強調しています。そのねらいは教育研究組織の再編を加速させることにあります。ただし「チェックリスト」に「『教員ポストの配置』について、学長又は設置者が、教授会の意見を聴くことを妨げるものではない」と明示しているように、教授会が審議し意見を述べることを法改正は制限していません。

### ③ 教員人事のうち、昇任昇格、懲戒、解雇等について

安倍首相はみんなの党（当時）所属の衆議院議員から提出された質問主意書に答えて、「(学校教育法改正法案は) 学校教育法第 92 条第 3 項に規定する学長の職務を変更するものではなく、お尋ねの『広範な人事権』を学長に付与するものではない。また、同法案は教授会が教員の人事について審議することを否定するものではない」と答弁しています【参考資料④】。

教員の昇任昇格、懲戒、解雇等も含め、法改正により教員の人事について教授会が審議することは一切禁じられていません。したがって、学内規定の教授会の審議事項からそれらを削除する必要はありません。教員人事を教授会の審議事項から外すことは法令上まったく根拠がなく、こうした動きには断固として反対する必要があります。さらに、施行通知が「含まれる」と述べている事項は必ず明記させることが重要です。

### (3) 学生の身分等に関する事項を教授会の審議事項から除外する必要はない

政府・文科省は法改正にともない、教授会の審議事項のうち、学生の身分等に関する事項を第 93 条第 2 項の「学生の入学、卒業及び課程の修了」と「学位の授与」に限定するとともに、学校教育法施行規則第 144 条「学生の入学、退学、転学、留学、休学および卒業は、教授会の議を経て、学長が定める」を全文削除しました。その理由は「退学、転学、留学、休学」などは学生の自主性の問題で、教授会が審議する必要はないというものですが、学生と大学の「修学関係」は大学教育の根本事項であり、これはあまりに乱暴な議論です。【参考資料⑤】

法改正により、いわゆる入り口と出口に関する事項以外の在学中に関する広範な事項を、教授会の審議事項から除外しなければならない必然性はありません。上述したとおり、各大学の判断により、これら事項を第 93 条第 2 項 3 号の「教育研究に関する重要な事項」に該当するものとすることも、第 3 項「教育研究に関する事項」として扱うことも可能です。

### (4) 学則等の改正手続から「教授会の審議」を外す必要もない

多くの大学では、学則等の変更にあたっては「教授会の議を経なければならない」といった規定を置いています。しかし、施行通知が「内部規則の最終的な決定権は、大学の設置者又は学長が有しており、大学の設置者や学長が、教授会の決定に拘束されるような内容又は手続を規定する内部規則については、見直しが求められること」(10 頁「留意事項」(3) ④) と述べていることを理由に、学則等の改正手続に関する規定から教授会の審議を必要要件としないように改めようとするのが予想されます。しかし、あくまでもポイントは学長の「最終的な決定権」であり、

教授会の審議や決定（議決）そのものを改正の手続的要件から除外する必要はまったくありません。こうした動きには断固反対する必要があります。

### 3. 学長選挙、学部長選挙を廃止する必要はまったくない

今回の学校教育法改正に乗じて、すでに一部の大学では、学部長の選挙制度を廃止しようとする動きが現れています。法改正に悪乗りした悪質な攻撃には毅然と対応していくことが必要です。

文科省大学振興課（規則改定問題の担当官）は、「①学長の選出について選挙をやめて理事会の任命制にしないと法令違反になる、ということはまったくない。②学部長の選出について選挙をやめて学長の任命制にしないと法令違反になる、ということはまったくない」と明確に回答しています。

施行通知でも、「私立大学における学長、学部長その他の人事については、今回の法改正の対象ではなく」（11頁「留意事項」（7）①）と明示されています。

これに続く項目で、「学長の選考については、私立大学においても、建学の精神を踏まえ、求めるべき学長像を具体化し、候補者のビジョンを確認した上で決定することは重要であり、学校法人自らが学長選考方法を再点検し、学校法人の主体的な判断により見直していくこと」（同（7）②）と、法律を逸脱した要請を行っていることは極めて不当ですが、学長や学部長を教職員の選挙を通じて選出していくこと自体は変更を求められていません。

なお、私立大学団体連合会も、学長選任については私学の自主性を尊重すべきとの立場を表明しています。

### 4. 教授会の設置形態（設置単位）の見直しを求めている

施行通知に「教授会は、必ずしも学部や研究科単位で置かなければならないものではなく、全教員から構成される全学教授会や、学科や専攻ごとに置かれる教授会、教育課程編成委員会や教員人事委員会など機能別に組織される教授会など多様な在り方が考えられることから、教育研究の実態を踏まえながら、各大学において、適切な教授会の設置単位の在り方について再点検を行うこと」（6頁「留意事項」（2）⑭）と記載されていることを理由に、学部教授会を廃止し、全学的な教授会や各種委員会をもってこれに代替させるような規則変更を行おうとする大学もあるかもしれません。

しかし、教授会の設置形態（設置単位）については今回の改正学校教育法は何も定めていません。施行通知の記載は法律にもとづかないものであり、行政権の濫用と言ってよいものです。こうした攻撃に対しては、法律上の根拠がないものであることを教職員にも明らかにしつつ、恣意的な組織変更を行わせないよう取り組んでいく必要があります。



## IV 内部規則見直しに対する取り組みの留意点

### 1. 施行通知の内容と要点を教職員に広く知らせ、法律を逸脱した規則改悪を許さない

各大学で、現行の学則や各種規則・規程の関係を正確に理解し、上述したとおり、法改正のマイナスの影響を最小限度にとどめるとともに、トップダウン体制の強化をねらう理事会が、施行通知が求めてもいない悪乗りの規程改正を行わせないようにします。

少なくとも施行通知は、法改正の趣旨を「教授会の役割の明確化」と述べ、学長の「権限の拡大・強化」とは言っていません。また、前述した質問主意書に対する答弁書も「学長の職務に変更はない」と述べ、国会審議で下村文科相も「学長に新たな権限を付与するものではない」と繰り返し答弁しています。今回の改正によって「学長の権限が拡大・強化された」というような理事会の宣伝に対しては、施行通知や国会答弁等を示して反論し、法改正を逸脱した規則変更を行わせないようにします。

### 2. 教授会での十分な審議を保障させ、拙速・一方的な変更を行わせない

教授会の意見を聴く「教育研究に関する重要な事項」を定めるにあたっては、教授会の意見を聴くよう施行通知が要請していることは、前述のとおりです。内部規則改正の検討・原案づくり作業においても、学長等による密室作業がふさわしいとは言えません。各大学で規則改正の基本的な考え方や素案を開示させ、教授会での十分な審議を保障させる必要があります。

今回の内部規則見直しは、2015年4月1日施行までの約半年間というきわめて短期間で行うことが求められています。また12月中には文科省が中間調査を行うとしています。予想を超える事態が生じる可能性があり、組合としてアンテナを高くかかげ、あらゆるチャンネルを駆使して理事会・学長等の動きをつかむことが必要です。組合として、理事会や学長・大学執行部に対して検討状況の開示・説明をもとめ、つかんだ情報や各大学の改正をめぐる状況を、逐一、各地区私大教連・日本私大教連に寄せてください。

### 3. 各大学の実情に応じた方針を確立し、教授会との連携を密にしつつ、学長とも協調した取り組みをすすめる

改正学校教育法に対する組合の取り組みには、各大学の民主化の到達・現状に応じた工夫が必要です。組合として、今回の内部規則改正の問題は教育・研究条件に直結する問題であり、労働条件と密接に関係することを明確にして、各大学の実情に応じた組合要求を確立し、団体交渉も活用しながら、教授会や学長との連携を密にした取り組みを模索する必要があります。

#### ①一定程度の民主的な運営が確立されている大学では…

従来どおりの運営の実質を勝ち取ることができるよう、最小限の規則変更にとどめるようにします。その際、改正法や施行通知の内容を理事会や学長、教授会、教職員に正確に理解してもらうための情宣が大切です。

#### ②学長に対する理事長の権限が強い「理事長専断」型の大学では…

教授会との連携を密にし、学長とも協調した取り組みをすすめることが重要になってきます。  
③理事長が学長を兼任して専断的な大学運営を行っている「理事長・学長専断」型の大学では…

このタイプの大学には、内部規則ですでに教授会を諮問機関と規定していたり、教授会の審議事項を制限していたり、教授会の意向を無視するような運営が行われていたりするケースが散見されます。組合が教授会との結束・連携をいっそう強め、少なくとも内部規則を改正学校教育法の水準に改めさせることが重要です。

④すべての大学に共通して言えること

取り組みをすすめるにあたって、学校教育法改正による内部規則の見直しの問題は、教授会・教員だけの問題ではないことを明確にする必要があります。教授会自治を核とする「大学の自治」は職場の民主化の問題であること、教授会自治の破壊が理事会による専断的運営を加速させ、教育研究条件、労働条件の悪化にも直結する問題であることを重視することが重要です。

#### 4. 各大学の動向を私大教連に集約し、すべての組合が情報を共有して取り組みをすすめる

文部科学省は、9月2日に開催した説明会で配布した資料で、各大学に対する個別相談を随時受け付けるとともに、学長・執行部、監事等を対象とした研修会等を開催するとしています。今後、こうした個別相談や研修会等において文科省の行き過ぎた指導や誘導がなされ、そうした文科省担当者の発言にもとづいて、理事会が法律から逸脱した規則変更を行うことが懸念されます。

文科省の「指導」を理由にした理事会の攻撃に対しては、理事会等の主張を鵜呑みにせず、必ず情報を私大教連書記局に寄せてください。その際、文科省の「指導」の内容を正確に説明させ、対応した文科省の部局や担当者の氏名も説明するよう求めます。法改正を逸脱した「指導」に対しては、私大教連が文科省に確認し、抗議・要請等を行って是正を求めていきます。

### おわりに—大学民主化運動の新たな段階を迎えて—

施行通知が第93条第1項について述べているように、教授会が「これまでと同様に、大学における必置の機関」であることは改正後もまったく変更はなく、そのこと自体が、専門的職能集団である教授会の大学運営における重要性をあらためて示しています。

学校教育法改正によって、私立大学の民主的運営を求める私たちの運動は新たな段階を迎えることとなりました。一部の私大理事会は、今回の学校教育法改正を学長・理事長らによる専断的な大学運営にお墨付きを与えるものとしてねじまげて喧伝し、専断的運営をいっそう加速させる動きを見せることが予想されます。大学の自治への攻撃は、教職員の労働基本権への攻撃と一体となって現れる場合がほとんどであり、団体交渉権を軸にした教職員組合の運動を活発化させることがますます重要になってきます。大学の自治を守るたたかいはよいよこれからが本番ですが、そこでは今まで以上に組合の価値、組合の存在が大きな意義を持つてきます。

以上

## <参考資料>

### 参考資料① 明治大学の学則における学長と教授会に関する規定

第3条 本大学に学長を置く。

2 学長は、本大学を代表し、本大学の教育理念に基づき、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

3 学長の任期及び選任については、別に定める。

第4条 本大学の各学部に学部教授会（以下「教授会」という。）を置く。

第5～6条 （略）

第7条 教授会は、次の事項を議決する。

- (1) 教育及び研究に関する事項
- (2) 教育課程の編成、変更及び実施に関する事項
- (3) 入学、転部、編入学、留学、休学、復学、退学、再入学、卒業及び試験に関する事項
- (4) 学生の厚生、補導及び賞罰に関する事項
- (5) 教員の推薦、進退及び兼職に関する事項
- (6) 学部長候補者の推薦に関する事項
- (7) 特別研究者及び在外研究員の推薦に関する事項
- (8) 学長から諮問された事項
- (9) 理事長から校規に基づいて諮問された事項
- (10) 教授会の運営に関する事項
- (11) その他必要と認めた事項

### 参考資料② 明治大学の学則を例示した国会質疑と政府答弁

#### ◇2014年6月23日衆議院文部科学委員会

吉田泉議員（民主党） ちょっと話をかえますけれども、手元に、明治大学学部教授会規程というのがあります。これは昭和38年に制定されたものですから、ちょうど50年使われてきたという規程であります。（略）その規程によると、教授会は次の11項目を議決する、議決という言葉が使われております。そして、教育研究に関する事項から始まって、教育課程の編成、さらには教員の推薦、進退、兼職、つまり人事ですよね、こういう事項も教授会の議決事項だということになっているわけでありまして。今回この法改正がなされると、実際今まで使われてきたこの規程のどこかを見直さなければならないということになるのでしょうか。

下村文科大臣 御指摘の明治大学の内部規則においては、教育研究に関する事項や、学長、理事長から諮問された事項について議決すると規定されているというふうに承知をしております。

今回の改正の趣旨は、学長が大学における最終的な決定権者であることを明確化するものでありまして、その趣旨を踏まえ、各大学において、内部規則やその運用の点検を行い、今回の改正の趣

旨にのっとなって必要な見直しの検討がなされるものと期待をしているところであります。

吉田議員 そうしますと、確認ですけれども、明治大学は従来の規定を変えなければならない、変えないと法律違反になるよ、こういうことでもいいんですか。

下村文科大臣 改正の趣旨にのっとなった内部規定であれば、それは問題ありません。

吉田議員 確認ですが、明治大学は、教授会は議決機関だとしているわけですよね。先ほど稲津議員の方からもあったと思いますが、教授会というのはもともと議決機関ではないはずだ、決議機関じゃないはずだというお話も先ほどあったんですが、それが今回の改正案でさらに明確化されるとなると、明治大学の規定は法律違反になるんじゃないですか。

下村文科大臣 この明治大学の学則であります、第4章の「学部教授会、連合教授会」という項目の中の第七条に「教授会は、次の事項を議決する。」というところで1から11まで書いてあるという  
ことで、このまま読めばそのようにとれるということになるわけでありまして、その前提として、  
教育研究に関する事項や、学長、理事長から諮問された事項、これについて議決すると規定されて  
いるというので、議決についてはそういう前提条件があるというふうに聞いておりますので、前  
提条件があるということであれば、一概にこれだけをもって違反するということは言えないと思  
いますが、しかし、そういうふうな解釈が成り立つということになるのであれば、これは見直しを  
していただく必要があると思います。

#### ◇2014年6月6日衆議院文部科学委員会

吉川元議員（民主党） 5月23日の委員会で民主党の吉田委員が、明治大学の学則だと思っておりますけれども、11項目にわたる事項が教授会の議決案件になっていることを紹介され、今回の法改正によってこの内部規定が見直しの対象になるのかどうかということを大臣に質問されております。

それに対して大臣の方からは、前提として、教育研究に関する事項や、学長、理事長から諮問された事項、これについて議決されているというので、議決についてはそういう前提条件があると聞いている、前提条件があるということであれば、一概にこれだけをもって違反とは言えない趣旨の御答弁をされております。

まず確認なんですけれども、どのような前提条件がある場合に教授会が議決を行うことが可能となるのでしょうか。

下村文部科学大臣 （略）さて、5月23日の委員会での吉田委員の御質問に対して、教育研究に関する事項や、学長、理事長から諮問された事項について議決するという前提条件があれば、一概に違反とは言えないと申し上げました。

その際の前提条件としては、学校教育法の趣旨にのっとり、学長や学部長に決定権が認められており、教授会は学長や学部長が決定を行うに当たって審議を行い意見を述べる関係にあるといった、両者の関係が規定上明らかであることが必要であるというふうに考えております。

吉川議員 （略）今ほど、大臣の答弁ということでもいいまして、例えばこの明治大学の学則でい  
ますと、第3条の2項に「学長は、本大学を代表し、本大学の教育理念に基づき、校務をつかさどり、」  
というふうな文言がございます。あるいは、「学部長は、学部に関する校務をつかさどる。」こうい

う文言があることによって、これが前提条件ということになるということによろしいのでしょうか。

政府参考人（吉田高等教育局長） 申し上げます。先ほども大臣の方からお話もございましたけれども、今回の学校教育法の改正の趣旨といたしましては、学長や学部長に決定権が認められており、教授会は学長や学部長が決定を行うに当たって審議を行い意見を述べる関係にあるといったこの両者の関係が規定上明らかである、これが前提条件になるのか、こういうふうに思います。その上で、教授会として審議をした結論を得るために議決を行うということについては、法の趣旨には反しているとは言えないと存じます。

吉川議員 ちょっと次の質問のところの答弁になっておるんですが、もう一回確認させてください。前提条件があるということは、前提条件というのは、先ほど言った、「校務をつかさどる。」というふうに明治大学の学則の中では規定されている、これをもって、これは前提条件であるということによろしいのでしょうか。

吉田高等教育局長 前提条件の一つ目の、学長や学部長に決定権が認められている、それは「校務をつかさどる。」というところがございます。

吉川議員 そうしますと、少しそれとの関連ですけれども、今は明治大学の学則の話ですけれども、幾つかの大学の教授会規程あるいは教授会規則などは、ホームページで公開されているものもございます。それで、教授会の審議事項が掲げられており、その上で議決要件を定められているものも少なくありません。学長が大学運営に関する事項の最終決定者であり、教授会は審議機関であるとしても、教育研究に関する事項についての審議の取りまとめとして議決を行って結論を下すということは、これは至極当然のことだというふうにも思います。

教授会の審議の結論として、議決のあり方を教授会規程などに盛り込むこと、これ自体は今回の法改正の趣旨には反していないというそういう理解でよろしいでしょうか。

吉田高等教育局長 お答えいたします。先ほど先走ってお答えしましたけれども、先ほど来申し上げておりますように、学長や学部長に決定権が認められており、教授会は学長や学部長が決定を行うに当たって審議を行い意見を述べる関係にあるといったこの両者の関係が規定上明らかであって、その上で、教授会として審議の結論を得るために議決を行うということについては、法の趣旨に反しているとは言えないと考えております。

吉川議員 それでは、今のお話でいいますと、93条2項の第3号についてはそうだと思いますが、これは第3項についても同じということによろしいのでしょうか。

吉田高等教育局長 それは構造としては同じでございます。

### 参考資料③ 2013年9月9日中教審大学分科会組織運営部会での配布資料

#### 【学長の職務について】

#### ○「校務をつかさどり」

小中学校等の校長の職務と同様に、学長が大学の包括的な最終責任者としての職務と権限を有することを明らかにしている。

## ○「統督する」

通常の場合、行政機関等の長と部下の職員の服務との関係は、「指揮監督」、「指導監督」又は「監督」の用語で表すのであるが、それが包括的に高い大きな立場でなされる場合、例えば、大臣又はこれに準ずる機関の長と部下の職員との関係に係る場合には、この「統督」という用語が用いられている。

「行政機関の長等が、その所掌のもとにある行政事務を総合的にすべつつ、しめくくること」と解され、学長の所属職員に対する関係は、例えば教授会が法令上特定の権限を有することなど、大学における教員の職務の特殊性に基づき、一般行政官庁における関係に較べて、より包括的、大局的な立場が重視されるべきことを意味しているものと解されている。

(参考) 国家行政組織法第10条各省大臣、各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員の服務について、これを統督する。

### 【学部長の職務について】

#### ○「学部に関する校務をつかさどる」

学部運営上必要な事柄については、学部段階では学部長の責任と権限に基づいて処理する。

#### ○学長と学部長の関係

学部は大学の内部組織であり、学部の校務運営という面では学部の責任者としての学部長の立場は、大学の責任者である学長の下にあり、その統督を受ける。

※鈴木勲「学校教育法逐条解説」、吉国ほか「法令用語辞典」に基づいて作成

## 参考資料④ 大熊利昭衆議院議員の質問主意書と総理大臣の答弁書

(質問主意書)

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案成立により改正される学校教育法の施行と学長の人事権に関する質問主意書

今般、学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案（以下、「本改正案」）が国会に提出された。本改正案は、大学の意思決定の仕組みを根本的に変更するものであり、わが国の高等教育のあり方に多大な影響を与えかねないばかりか、憲法第二十三条が保障する「学問の自由」にも抵触しかねない重要な問題を包含している。

右を踏まえ、質問する。

一 本改正案成立後の学校教育法（以下、「改正学校教育法」）の施行にあたっては、学長に広範な人事権、すなわち、新規採用教員の選考・任用、既存教員の解雇・配置転換を審議し、決定する権限（以下、「人事権」）を付与するか。

二 「付与する」というものとした場合、このことは、教授会に人事権の一部を引き続き認めることと矛盾するか。

三 「矛盾する」というものとした場合、私立学校法第一条が「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ」云々と規定していることに鑑みれば、改正学校教育法の執行に際して、私立学校法に

抵触するおそれはないか。

四 神戸地裁昭和五十四年十二月二十五日判決、前橋地裁昭和六十三年三月十一日判決、岐阜地裁平成十三年八月十四日判決等、裁判所は、教授会が教員の任免を審議することは、憲法二十三条の「学問の自由」およびそれから派生する「大学の自治」の要請であるとしている。この観点から、改正学校教育法が教授会の人事権を否定する場合、憲法違反のおそれはないか。

五 また、憲法違反ではないとしても、大学は毎年多額の国庫補助を受け入れており、専任教員の数がその算定の根拠のひとつとなっている。よって、国民の税金が適切かつ効果的に使われるためには、教員の任免は常に公平・公正に行われなければならない、人事権者の縁故情実に基づくようなことがあってはならない。本改正案が可決成立した場合、学長に与えられる広範な人事権が濫用されないことは、ガバナンスの観点から、どのように担保されるか。

右質問する。

(答弁書)

内閣衆質一八六第一九八号

平成二十六年六月十三日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 伊吹文明 殿

衆議院議員大熊利昭君提出学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案成立により改正される学校教育法の施行と学長の人事権に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

平成二十六年四月二十五日に閣議決定し、今国会に提出した学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十二条第三項に規定する学長の職務を変更するものではなく、お尋ねの「広範な人事権」を学長に付与するものではない。また、同法案は教授会が教員の人事について審議することを否定するものではない。

なお、現在、同法案は国会において審議されているところである。

## 参考資料⑤ 学校教育法施行規則改正に関するパブリックコメントへの提出意見（抜粋）

1. 学校教育法施行規則第 144 条の削除に反対する。

(理由)

学校教育施行規則第 144 条中の「学生の退学、転学、留学、休学」について、「教授会の議を経て、学長が定める」という現行規定部分は削除する理由がない。

「大学ガバナンス検討会議」に配布された施行通知案によれば、「第 93 条第 2 項第 1 号で規

定された以外の、学生の退学、転学、留学、休学については、本人の希望を尊重すべき場合など様々な事情があり得ることから、教授会が意見を述べることを義務付けておらないとされているが、もしこのことが施行規則第 144 条の削除理由であるとすれば、次のように法文の解釈に混乱をきたすこととなる。

学生と大学との「修学関係」は大学教育の根本事項である。「学生の退学、転学、留学、休学」については学生の自由意思にゆだね、教授会の審議不要とするならば、当該学生の修学関係が曖昧となる。その結果、退学・転学・休学にともなう修了年限や取得単位数の認定、留学における留学先大学等の選択の妥当性や留学先での取得単位の読み替え等々が問題となり、ひいては授業料等の納付期間の問題も生じることとなる。これらの問題について、一般的な「校務」事項として学長に単独で決定させるのか、それとも「学生の退学、転学、留学、休学」は新 93 条第 3 項の対象事項だとして（学部長等の最終的決定権を留保するにしても）教授会の「審議」事項とし、教授会が事実上最終決定をしてもよいとする趣旨なのか、現行施行規則第 144 条を削除すれば、このような法文解釈の混乱は必至と言わなければならない。

また、大学の実情を見ても、多くの大学において、「学生の退学、転学、留学、休学」については、当該学生が所属する学部等の教授会の審議に付すことが一般的である。それは教授会が、「学生の退学、転学、休学」については、担当部署（学生課など）から報告を受けた後、当該学生の教育に責任を負っている教員集団として、退学、転学、休学の理由や担当部署の対応経緯等について検討し、当該学生にさらなる教育上の対応を行う必要があるか否かを判断することが必要だからである。また留学については、上述の内容等について専門的見地から検討する必要があるからである。少なくとも 93 条 2 項が「入学、卒業」等について教授会の関与を義務づけていることからすれば、「退学、留学、休学」についてもそれらに準ずる事項と解すべきであって、これらを削除することは、同条に反するものと解される。

いずれにしろ、学生と大学の修学関係は大学教育の根本であり、当該学生に対する教育上の責任を負う教授会がまったく知らないうちに、当該学生の教育を直接担当していない学長が退学、転学、留学、休学を決定していたなどという事態を法令で容認もしくは推奨することは、愚行と言うほかない。

さらに言えば、そもそも改正学校教育法第 93 条 2 項 1 号、2 号において、教授会が「学長が決定を行うにあたり、意見を述べる」事項を、「学生の入学、卒業及び課程の修了」「学位の授与」だけに限定し、それ以外の広汎な「教育研究に関わる重要な事項」の扱いを学長に一任するとしたことに根本的かつ重大な問題がある。大学の教育研究に関するミニマム・スタンダードを毀損し、我が国の大学の全体的な教育研究の質を低下させる暴挙である。